

随意契約（相手方指定）調書

件名	消耗品購入契約（指静脈認証装置）	5200443
工（納）期	令和5年7月28日	
契約締結日	令和5年6月5日	
契約金額	1,251,525円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社日立システムズ (法人番号：6010701025710)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	消耗品購入契約（指静脈認証装置）
指定業者 （案）	名称 株式会社日立システムズ 所在地 東京都中央区日本橋兜町1番4号 代表者 公共・社会営業統括本部 第四営業本部本部長 舩友 修
指定理由	<p>本件は、税滞納整理支援システムの機器更改によりOS等が更新されることに伴い、対応する指静脈認証装置を購入するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 指静脈認証システム及び付帯する指静脈認証装置は庁内の業務系システムで統一して導入しているものであり、現行システムは平成20年度に上記業者により構築され、平成21年度から保守業務が行われている。 当該保守は上記業者から購入した指静脈認証装置に対してのみ提供されるものであり、統一かつ確実な導入・維持管理が期待できることから、本件の相手方指定は妥当である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）